

大阪市立愛光会館 指定管理者 様

大阪市立愛光会館使用許可申請書

下記のとおり、使用許可を申請します。

なお、使用にあたっては、大阪市立愛光会館条例及び同規則を遵守します。

申請者	氏名 (昭・平 年 月 日生)		
	住所 (電話)		
団体	名称		
	代表者の氏名 (昭・平 年 月 日生) 所在地 (電話)		
使用予定日	令和 年 月 日 () 午前・午後 時 分から 午前・午後 時 分まで		
使用目的	名称		
	内容		
使用室名	[3階] 相談室 託児室 [4階] 会議室 講習室1 (パソコン設置) 講習室2 [5階] 講習室 集会室1 集会室2 集会室3	人員	名
附属設備			

(提出日と太枠内のみご記入ください。)

(注) ①愛光会館は、大阪市内に居住するひとり親家庭等の福祉のための施設です。目的外の使用はできません。

②使用申請書は使用日前日までに提出してください。

③館内での物品販売は禁止します。また、館内は全館禁煙です。

④暴力団の利益になる使用は許可しません。また、使用許可後に暴力団の利益になる使用であることが判明したときは、使用許可の取消等を行います。

⑤上記事由を確認する必要がある場合には、条例に基づき大阪府警察本部に照会することがあります。(裏面の条文をご参照ください。)

※使用中、建物・附属設備を破損・滅失した場合は、これを原型に復し又はその損害を賠償していただきます。

決裁	館長	部長	課長	係長	担当	受付 年 月 日
						承認 年 月 日

大阪市立愛光会館 指定管理者
公益社団法人 大阪市ひとり親家庭福祉連合会
電話：06-6371-7146/FAX：06-6371-6722

大阪市立愛光会館条例（抜粋）

（使用の許可）

第6条 会館を使用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

（使用許可の制限）

第7条 次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、会館の使用を許可してはならない。

- (1) 公安又は風俗を害するおそれがあるとき
- (2) 営利を目的とするとき
- (3) 建物又は附属設備を損傷するおそれがあるとき
- (4) 管理上支障があるとき
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になるとき
- (6) その他不相当と認めるとき

（使用許可の取消し等）

第8条 次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、会館の使用の許可を取り消し、その使用を制限し、若しくは停止し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により、第6条の許可を受けたとき
- (2) 前条各号に定める事由が発生したとき
- (3) この条例に違反し、又はこの条例に基づく指示に従わないとき

（意見の聴取）

第8条の2 指定管理者は、必要があると認めるときは、第7条第5号に該当する事由の有無について、大阪府警察本部の意見を聴くよう市長に求めるものとする。

2 市長は、前項の規定による求めがあったときは、第7条第5号に該当する事由の有無について、大阪府警察本部長の意見を聴くことができる。

（入館の制限）

第9条 指定管理者は次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を断り、又は退館させることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる行為をするおそれがある者
- (2) 建物又は附属設備を損傷するおそれがある者
- (3) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人に迷惑となる物品又は動物を携行する者
- (4) 管理上必要な指示に従わない者
- (5) その他管理上支障があると認める者